

# 普通預金規定

(2019年10月15日改定)

## 1. (取扱店の範囲)

この預金は、取引店（以下「当店」といいます。）のほか、  
当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。  
ただし、本店以外での払戻しは、共通印鑑として届出された  
ものにかぎります。

なお、払戻しを本店に限定するときは、書面により当行に届  
け出してください。

## 2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当  
金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下  
「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とく  
に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。  
当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を  
済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかか  
わらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭  
掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいた  
だきます。

## 3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融  
機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場  
合には、振込金の入金記帳を取消します。

## 4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後そ  
の決済を確認したうえでなければ、預金の払戻しはでき  
ません。その払戻が出来る予定の日は、通帳お払戻し金  
額欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、直ちにその  
通知を届出の住所宛に通知または発信するとともに、そ  
の金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は本店で  
返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けた  
ものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をし  
ます。

## 5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届  
出の印章により記名押印して通帳とともに提出してくだ  
さい。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするとき  
は、当行所定の手続をしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高  
をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意と  
します。

## 6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の  
金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以  
上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当  
行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算の  
うえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じ  
て変更します。

## 7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、

住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書  
面等によって本店に届出てください。この届出の前に生  
じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、  
解約、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後  
に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証  
人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいた  
だきます。

## 8. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始さ  
れた場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事  
項を書面により本店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がさ  
れた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項  
を書面により本店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、  
または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2  
項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合に  
も同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は  
責任を負いません。

## 9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届  
出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと  
認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、  
変造その他の事故があってもそのために生じた損害につ  
いては、当行は責任を負いません。

## 10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる  
いっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三  
者の権利を設定すること、または第三者に利用させるこ  
とはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場  
合には当行所定の書式によります。

## 11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号Aから  
Fおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に  
利用することができ、第12条第3項第1号、第2号Aから  
Fまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、  
当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳をご持参  
のうえ当行本支店のいずれかの店舗に申出てください。  
ただし、本店以外で解約する場合は、共通印鑑として  
届出されているものにかぎります。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預  
金取引を停止し、または預金者に通知することによりこ  
の預金口座を解約することができるものとします。なお、  
通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、  
当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発  
信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らか  
になった場合または預金口座の名義人の意思によら  
ずに開設されたことが明らかになった場合

- ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
- ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第13条第1項の定めに基づく預金者への各種確認や預金者から提出された資料が偽りである場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
- ⑥ 第13条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができます。また、法令に基づく場合にも同様とします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、預金者は通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

### 13. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預

金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。

- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
  - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
  - ② 外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般
  - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消したと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

### 14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次のとおりとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによります。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによります。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用します。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによります。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができます。

#### 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という）」に基づく異動事由として取扱います。

#### 17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 前条に基づき当行ホームページに掲載する異動事由が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待できる事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された事由については当該支払停止が解除された日を預金に係る債権の行使が期待される日とします。
  - ② この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となった事由については当該手続きが終了した日を預金に係る債権の行使が期待される日とします。
  - ③ 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されているまたは予定されていた事由（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります）については当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日を預金に係る債権の行使が期待される日とします。
  - ④ この預金が総合口座取引規定に基づく普通預金の場合、総合口座取引規定に基づく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合については当該他の預金に係る最終異動日等をこの預金に係る債権の行使が期待される日とします。

以上